

○白鷹町医療給付事業に関する条例

昭和48年9月30日

条例第32号

改正 昭和50年5月15日条例第22号

昭和50年12月25日条例第28号

昭和56年3月20日条例第12号

昭和58年1月24日条例第1号

昭和59年6月20日条例第19号

昭和62年6月25日条例第17号

平成元年9月30日条例第45号

平成4年6月25日条例第26号

平成6年3月25日条例第10号

平成6年9月25日条例第22号

平成7年6月15日条例第16号

平成8年6月15日条例第15号

平成9年6月25日条例第32号

平成9年8月15日条例第35号

平成10年6月15日条例第19号

平成11年3月15日条例第13号

平成11年6月25日条例第19号

平成12年5月20日条例第28号

平成13年1月25日条例第1号

平成13年3月23日条例第6号

平成14年5月8日条例第24号

平成14年9月25日条例第28号

平成15年3月25日条例第8号

平成16年6月25日条例第25号

平成18年3月24日条例第5号

平成19年6月25日条例第14号

平成20年6月25日条例第17号

平成21年3月25日条例第6号

平成21年6月25日条例第16号

平成22年6月25日条例第7号

平成24年6月25日条例第9号

平成25年9月25日条例第24号

平成26年6月25日条例第32号

平成28年3月25日条例第10号

(目的)

第1条 重度心身障がい者（別表第1第1項に掲げる者をいう。）、乳幼児等及びひとり親家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進を図るため、医療費等の一部を負担し、その軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 医療給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、白鷹町の区域内に住所を有する別表第1に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1第2項第2号に規定する者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずる学校等に就学する者については、白鷹町に住所を有しない場合であっても、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に監護する者）が白鷹町に住所を有している場合は、対象者とする。

(医療給付の方法)

第3条 医療の給付は、療養の給付の方法によって行う。ただし、この方法によりがたいときは、療養費の支給の方法による。

(支給額)

第4条 支給額は、別表第2に掲げるものとする。

(給付の申請)

第5条 第2条に規定する対象者で、この事業による給付を受けようとするものは、速やかに町長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第6条 この事業の給付を受けているもので、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 加入保険に変更があったとき。
- (4) その他別表第1に掲げる事由の変更又は消滅したとき。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により、届出義務者はその旨町長に届出なければならない。

(医療費の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正行為によってこの条例による医療費の支給を受けたものがあるときは、そのものからすでに支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 白鷹町乳児に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年条例第11号)及び白鷹町老人に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年条例第42号)は、昭和48年9月30日限り廃止する。ただし、廃止前の条例の規定によってなされた申請、助成及び処分等は、なお従前の例による。

附 則(昭和50年5月15日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月20日条例第12号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月24日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた医療に係る改正前の白鷹町医療給付事業に関する

る条例第1条の規定による老人医療の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、昭和59年10月1日以前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年6月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表第2第1項第5号は昭和62年7月1日から施行する。

なお、昭和62年7月1日以前に行われた医療行為に係るものについては、従前の例による。

附 則（平成元年9月30日条例第45号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成元年10月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成4年6月25日条例第26号）

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成4年7月1日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前の医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月25日条例第10号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月25日条例第22号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年6月15日条例第16号）

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 平成7年6月30日以前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月15日条例第15号）

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成8年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月25日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成9年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年8月15日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成9年9月1日以前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月15日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。
- （経過措置等）
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成10年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年7月1日以前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年5月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年1月25日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2は、平成13年1月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 平成13年1月1日から同月5日までの間は、別表第2の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生大臣」とする。

附 則 (平成13年3月23日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2項の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成14年5月8日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年9月25日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月25日条例第25号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第2項の扶養親族に係る所得制限に関する改正規定は、平成16年7月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

2 この条例の施行の際、現に乳幼児医療の対象になっている者については、この改正規定により乳幼児医療の対象となったものとみなす。

附 則 (平成18年3月24日条例第5号)

この条例は、平成18年7月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

ただし、別表第1第1項及び第3項の改正規定のうち知的障害者援護施設に係るもの、別表第2第1項の改正規定のうち診療報酬及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に係るものは平成18年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則 (平成19年6月25日条例第14号)

この条例は、平成19年7月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則 (平成20年6月25日条例第17号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、同年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

(経過措置)

2 平成20年4月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 6 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 1 第 3 項第 1 号の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 25 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日条例第 24 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 25 日条例第 32 号）

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。ただし、別表第 1 第 3 項第 1 号の改正規定（「母子及び寡婦福祉法（昭

和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又はこれに準ずる男子」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない女子又は男子」に改める部分に限る。)及び同項第3号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第2条、第6条関係)

1 重度心身障がい(児)者医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなる者(以下「想定所得税非課税者」という。)を除く。)及び前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養されている者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定に該当する者並びに医療を受け

る月の属する年度（医療を受ける月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。）の額が23万5千円以上の者（扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が23万5千円未満となる者を除く。）を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳1級又は2級の所持者及び知的障がい者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）で知能指数35以下（肢体不自由等の障がい（身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害をいう。）を有する者にあつては、50以下）の者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害等級1級の障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第23条第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による障害等級1級の障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害等級1級の障害年金を含む。）の受給権者
- (4) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。）で、恩給法（大正12年法律第48号）の規定による特別項症又は第1項症の増加恩給、国民年金法の規定による障害等級

1級の障害基礎年金、その他公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給権者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の項に規定する程度の障害の状態にある者及び同令別表第1に規定する程度の障害の状態にある20歳以上の者

2 子育て支援医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者を除く。

(1) 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、就職等により保護者の扶養から外れた者を除く。)

3 ひとり親家庭等医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者及び第1項に掲げる者を除く。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない女子又は男子及び配偶者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。)が同法第10条第1項の規定による命令を受けた者であって、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第1号又は第2号に規定する期間を経過していないもの(同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。)で18歳以下の児童(19歳に達する日の属する月にあつては、18歳以下の児童とみなす。以下同じ。)を扶養している者。ただし、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年

の所得とする。以下この項において同じ。) について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)を除く。

(2) (1)に掲げる者に扶養されている18歳以下の児童

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳以下の者。ただし、前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に養育されている者を除く。

別表第2(第4条関係)

健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下「社会保険各法」という。)により、保険給付の対象となり療養を受けた場合、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)の規定により算定した総医療費の額から次の各号に掲げる額(受けた療養が別表第1第1項の医療で前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。))について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)及びそれ以外の者で前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。))について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養されている者に係るもの以外の場合並びに別表第1第3項に規定する医療に係るものの場合にあつては、第1号から第4号までに掲げる額)を控除した額

(1) 社会保険各法の規定により、保険者の負担すべき額(法定給付額)

(2) 社会保険各法の規定に基づき定めた規約又は定款若しくは運営規則等で、社会保険各法に規定する保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき医療給付を受けることのできる額(附加給付額)

(3) 他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる額(その他の給付額)

- (4) 療養の事由が、第三者の行為によるものであり、かつ、その者から医療費に相当する損害賠償を受けたときは、その額（その他の給付額）
- (5) 別表第1第1項に定める者が外来療養及び病院又は診療所（以下「保険医療機関」という。）への入院並びにその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院療養」という。）を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一保険医療機関ごとに外来療養については高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第3項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額）（一部負担金の額）
- (6) 別表第1第1項に定める者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一訪問看護ステーションごとに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第3項第1号で規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額）（基本利用料）